



平成30年3月27日

生活協同組合連合会グリーンコープ連合に対する景品表示法に基づく  
措置命令について

消費者庁は、本日、生活協同組合連合会グリーンコープ連合（以下「グリーンコープ」といいます。）に対し、同連合会が供給するウイナーソーセージに係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局九州事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 生活協同組合連合会グリーンコープ連合（法人番号 3290005003025）  
所在地 福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号  
代表者 代表理事 熊野 千恵美  
設立年月 平成4年12月  
出資金 56億6170万円（平成30年3月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

グリーンコープの会員である別表1「生活協同組合名」欄記載のグリーンコープ生活協同組合を通じて販売する別表2「商品名」欄記載のウイナーソーセージ

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(7) 表示媒体

「GREEN」と称するカタログ（以下「GREEN」という。）

(イ) 表示期間

平成28年6月13日から平成29年3月18日までの間

(ウ) 表示内容（別紙）

例えば、平成28年6月13日から同月18日までの間に配布されたGREENにおいて、「ハム・ソーセージも 原料は産直豚100%! 添加物に頼らず、素材の良さをいかしています。保存料・着色料・添加物・化学調味料など不使用。」及び「今週のお・す・す・め! グリーンコープのハム・ソーセージには化学的な合成添加物は一切使っていません。」と記載するな

ど、別表3「GREEN号数（配布期間）」欄記載の期間に配布されたGREENにおいて、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、対象商品は、化学的な合成添加物を一切使用せずに製造されたものであるかのように示す表示をしていた。

イ 実際

対象商品に使用された羊腸は、化学的な合成添加物であるリン酸三ナトリウム溶液に漬けて加工されたものであった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、対象商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を確認するとともに、再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

イ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03 (3507) 9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局九州事務所取引課

電 話 092 (431) 6031

ホームページ [http://www.jftc.go.jp/regional\\_office/kyusyu/](http://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/)





| 番号 | 府・県名 | 生活協同組合名           |
|----|------|-------------------|
| 1  | 大阪府  | グリーンコープ生活協同組合おおさか |
| 2  | 兵庫県  | グリーンコープ生活協同組合ひょうご |
| 3  | 鳥取県  | グリーンコープ生活協同組合とっとり |
| 4  | 島根県  | グリーンコープ生活協同組合（島根） |
| 5  | 岡山県  | グリーンコープ生活協同組合おかやま |
| 6  | 広島県  | グリーンコープ生活協同組合ひろしま |
| 7  | 山口県  | グリーンコープやまぐち生活協同組合 |
| 8  | 福岡県  | グリーンコープ生活協同組合ふくおか |
| 9  | 佐賀県  | グリーンコープ生活協同組合さが   |
| 10 | 長崎県  | グリーンコープ生活協同組合（長崎） |
| 11 | 熊本県  | グリーンコープ生活協同組合くまもと |
| 12 | 大分県  | グリーンコープ生活協同組合おおいた |
| 13 | 宮崎県  | グリーンコープ生活協同組合みやざき |
| 14 | 鹿児島県 | グリーンコープかごしま生活協同組合 |

| 番号 | 商品名                     |
|----|-------------------------|
| 1  | こだわりのあらびきウィンナー          |
| 2  | こだわりのあらびきウィンナー（ペアパック）   |
| 3  | あらびきソーセージ（野菜入り）         |
| 4  | あじわいのあらびきウィンナー          |
| 5  | あじわいのあらびきウィンナー徳用        |
| 6  | あじわいのあらびきウィンナー徳用（ペアパック） |
| 7  | あじわいのチョリソーロングウィンナー      |
| 8  | あじわいのあらびきロングウィンナー       |
| 9  | あじわいのあらびきカクテルウィンナー      |
| 10 | あじわいのポークウィンナー           |
| 11 | あじわいのポークウィンナー徳用         |
| 12 | あらびきウィンナー食べ比べセット        |
| 13 | あじわいのあらびきウィンナー・ベーコンセット  |
| 14 | こだわりのあらびきウィンナー・ベーコンセット  |

| 番号 | GREEN号数<br>(配布期間)                               | 表示内容   |
|----|---|--|
| 1  | 2016 年度 14 号<br>(平成 28 年 6 月 13 日<br>~同月 18 日)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ハム・ソーセージも 原料は産直豚 100%！ 添加物に頼らず、素材の良さをいかしています。保存料・着色料・添加物・化学調味料など不使用。」</li> <li>・「今週のお・す・す・め！ グリーンコープのハム・ソーセージには化学的な合成添加物は一切使っていません。」</li> </ul>   |
| 2  | 2016 年度 20 号<br>(平成 28 年 7 月 25 日<br>~同月 30 日)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「グリーンコープのウインナーは、化学的な合成添加物を使用しておらず、お子さんのお弁当にも大活躍です。」</li> </ul>   |
| 3  | 2016 年度 26 号<br>(平成 28 年 9 月 5 日<br>~同月 10 日)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「わたしのお気に入り グリーンコープ生協（長崎）<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>さん」</li> <li>・「我が家では大活躍！ グリーンコープのハム・ソーセージには、発色剤、保存料や着色料などを使用していないので安心して口にすることができます。」</li> </ul>                                    |
| 4  | 2016 年度お正月特集号<br>(平成 28 年 12 月 5 日<br>~同月 10 日) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ここが違う！グリーンコープのハム・ソーセージ」</li> <li>・「化学的な合成添加物は一切使っていません。」</li> <li>・「一般的な市販品はリン酸塩（Na）、調味料（アミノ酸）、酸化防止剤（ビタミンC）、発色剤（亜硫酸Na）などが添加されているものが多いのですが、グリーンコープのハム・ソーセージは化学的な合成添加物は一切使っていません。」</li> <li>「家族が食べるものは、安心できるものを選びたいわ！」</li> </ul> |
| 5  | 2016 年度 41 号<br>(平成 28 年 12 月 12 日<br>~同月 17 日) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ここが違う！グリーンコープのハム・ソーセージ」</li> <li>・「化学的な合成添加物は一切使っていません。」</li> <li>・「一般的な市販品はリン酸塩（Na）、調味料（アミノ酸）、酸化防止剤（ビタミンC）、発色剤（亜硫酸Na）などが添加されているものが多いのですが、グリーンコープのハム・ソーセージは化学的な合成添加物は一切使っていません。」</li> </ul>                                     |
| 6  | 2017 年度 1 号<br>(平成 29 年 3 月 13 日<br>~同月 18 日)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「あじわいシリーズ」</li> <li>・「こだわりシリーズ」</li> <li>・「●一般的に使用されている発色剤や保存料、調整剤、リン酸塩などの化学的な合成添加物は一切使用していません。」</li> </ul>  |

## ○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

### （目的）

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### （不当な表示の禁止）

**第五条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

### （措置命令）

**第七条** 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 （省略）

### （報告の徴収及び立入検査等）

**第二十九条** 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはそ

の者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

#### (権限の委任等)

**第三十三条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (省略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (省略)

### ○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

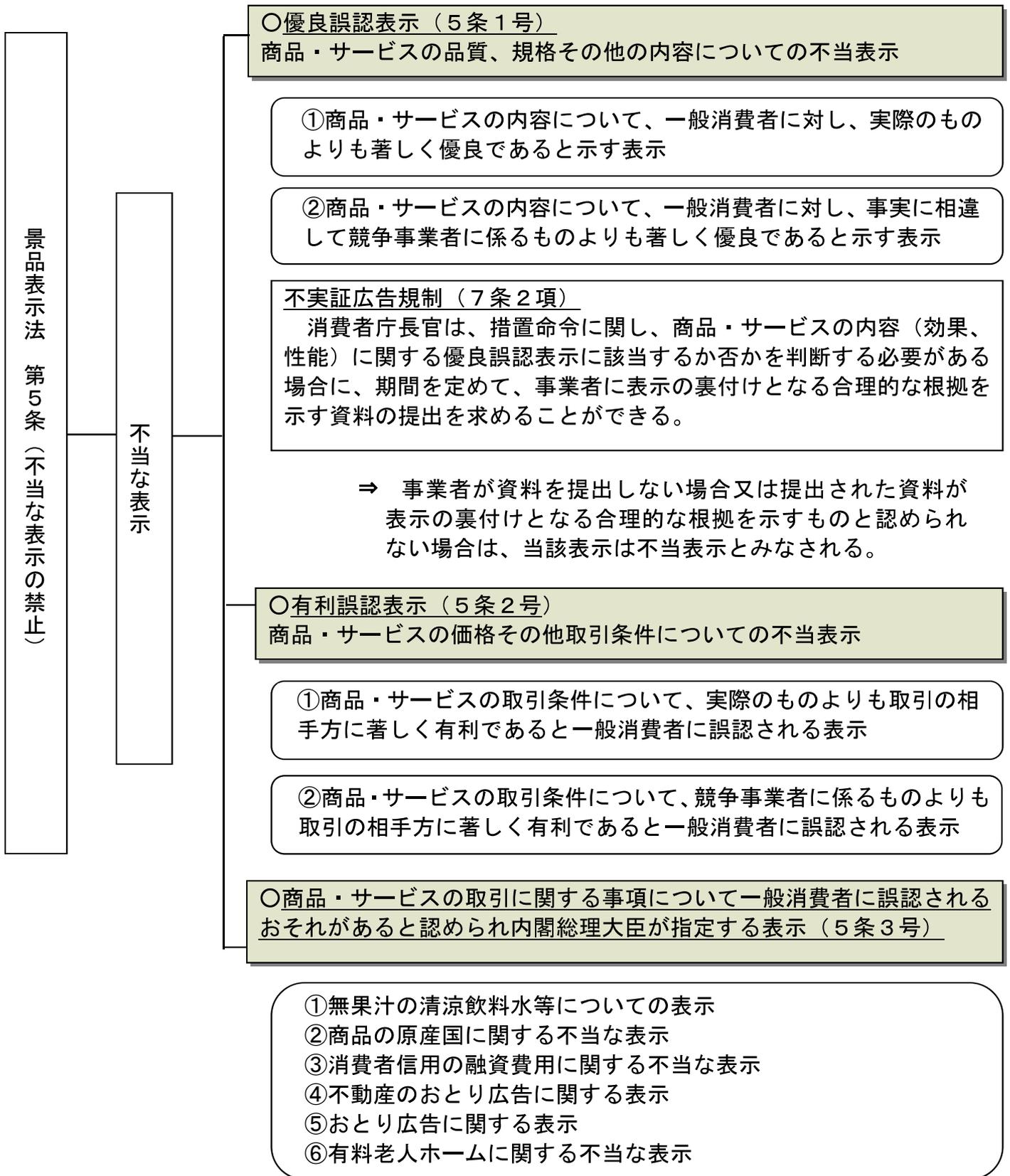
#### (消費者庁長官に委任されない権限)

**第十四条** 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

#### (公正取引委員会への権限の委任)

**第十五条** 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要



別添

消表対第289号

平成30年3月27日

生活協同組合連合会グリーンコープ連合

代表理事 熊野 千恵美 殿

消費者庁長官 岡村 和美

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴連合会は、貴連合会の会員である別表1「生活協同組合名」欄記載のグリーンコープ生活協同組合（以下「会員生協」という。）を通じて供給する別表2「商品名」欄記載のウインナーソーセージ（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

- (1) 貴連合会は、本件商品の取引に関し貴連合会が行った後記アの表示は、後記イのとおりであって、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであることから、この表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を確認するとともに、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、後記ア及びイの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴連合会の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

ア 本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成28年6月13日から平成29年3月18日までの間、「GREEN」と称するカタログ（以下「GREEN」という。）において、例えば、平成28年6月13日から同月18日までの間に配布されたGREENにおいて、「ハム・ソーセージも 原料は産直豚100%! 添加物に頼らず、素材の良さをいかしています。保存料・着色料・添加物・化学調味料など不使用。」及び「今週のお・す・す・め! グリーンコープのハム・ソーセージには化学的な合成添加物は一切使っていません。」と記載するなど、別表3「GREEN号数（配布期間）」欄記載の期間に配布されたGREENにおいて、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品は、化学的な合成添加物を一切使用せずに製造されたものであるかのように示す表示

イ 実際には、本件商品に使用された羊腸は、化学的な合成添加物であるリン酸三ナトリウム溶液に漬けて加工されたものであった。

- (2) 貴連合会は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア及びイの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (3) 貴連合会は、前記(1)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) 生活協同組合連合会グリーンコープ連合（以下「グリーンコープ」という。）は、福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号に主たる事務所を置き、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の規定に基づき設立され、食品等の販売業等を営む事業者である。
- (2) グリーンコープは、本件商品を、会員生協を通じて、会員生協の組合員である一般消費者に販売している。
- (3) グリーンコープは、本件商品に係るGREENの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア グリーンコープは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成28年6月13日から平成29年3月18日までの間、GREENにおいて、例えば、平成28年6月13日から同月18日までの間に配布されたGREENにおいて、「ハム・ソーセージも 原料は産直豚100%! 添加物に頼らず、素材の良さをいかしています。保存料・着色料・添加物・化学調味料など不使用。」及び「今週のお・す・す・め! グリーンコープのハム・ソーセージには化学的な合成添加物は一切使っていません。」と記載するなど、別表3「GREEN号数（配布期間）」欄記載の期間に配布されたGREENにおいて、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品は、化学的な合成添加物を一切使用せずに製造されたものであるかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、本件商品に使用された羊腸は、化学的な合成添加物であるリン酸三ナトリウム溶液に漬けて加工されたものであった。

## 3 法令の適用

前記事実によれば、グリーンコープは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

#### 4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1

| 番号 | 府・県名 | 生活協同組合名           |
|----|------|-------------------|
| 1  | 大阪府  | グリーンコープ生活協同組合おおさか |
| 2  | 兵庫県  | グリーンコープ生活協同組合ひょうご |
| 3  | 鳥取県  | グリーンコープ生活協同組合とっとり |
| 4  | 島根県  | グリーンコープ生活協同組合（島根） |
| 5  | 岡山県  | グリーンコープ生活協同組合おかやま |
| 6  | 広島県  | グリーンコープ生活協同組合ひろしま |
| 7  | 山口県  | グリーンコープやまぐち生活協同組合 |
| 8  | 福岡県  | グリーンコープ生活協同組合ふくおか |
| 9  | 佐賀県  | グリーンコープ生活協同組合さが   |
| 10 | 長崎県  | グリーンコープ生活協同組合（長崎） |
| 11 | 熊本県  | グリーンコープ生活協同組合くまもと |
| 12 | 大分県  | グリーンコープ生活協同組合おおいた |
| 13 | 宮崎県  | グリーンコープ生活協同組合みやざき |
| 14 | 鹿児島県 | グリーンコープかごしま生活協同組合 |

別表 2

| 番号 | 商品名                      |
|----|--------------------------|
| 1  | こだわりのあらびきウインナー           |
| 2  | こだわりのあらびきウインナー (ペアパック)   |
| 3  | あらびきソーセージ (野菜入り)         |
| 4  | あじわいのあらびきウインナー           |
| 5  | あじわいのあらびきウインナー徳用         |
| 6  | あじわいのあらびきウインナー徳用 (ペアパック) |
| 7  | あじわいのチョリソーロングウインナー       |
| 8  | あじわいのあらびきロングウインナー        |
| 9  | あじわいのあらびきカクテルウインナー       |
| 10 | あじわいのポークウインナー            |
| 11 | あじわいのポークウインナー徳用          |
| 12 | あらびきウインナー食べ比べセット         |
| 13 | あじわいのあらびきウインナー・ベーコンセット   |
| 14 | こだわりのあらびきウインナー・ベーコンセット   |

| 番号 | GREEN号数<br>(配布期間)                      | 表示内容   |
|----|--|--|
| 1  | 2016年度14号<br>(平成28年6月13日<br>～同月18日)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ハム・ソーセージも 原料は産直豚100%! 添加物に頼らず、素材の良さをいかしています。保存料・着色料・添加物・化学調味料など不使用。」</li> <li>・「今週のお・す・す・め! グリーンコープのハム・ソーセージには化学的な合成添加物は一切使っていません。」</li> </ul>  |
| 2  | 2016年度20号<br>(平成28年7月25日<br>～同月30日)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「グリーンコープのウインナーは、化学的な合成添加物を使用しておらず、お子さんのお弁当にも大活躍です。」</li> </ul>   |
| 3  | 2016年度26号<br>(平成28年9月5日<br>～同月10日)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「わたしのお気に入り グリーンコープ生協(長崎) ■■■さん」</li> <li>・「我が家では大活躍! グリーンコープのハム・ソーセージには、発色剤、保存料や着色料などを使用していないので安心して口にすることができます。」</li> </ul>  |
| 4  | 2016年度お正月特集号<br>(平成28年12月5日<br>～同月10日) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ここが違う! グリーンコープのハム・ソーセージ」</li> <li>・「化学的な合成添加物は一切使っていません。」</li> <li>・「一般的な市販品はリン酸塩(Na)、調味料(アミノ酸)、酸化防止剤(ビタミンC)、発色剤(亜硝酸Na)などが添加されているものが多いのですが、グリーンコープのハム・ソーセージは化学的な合成添加物は一切使っていません。」</li> <li>・「家族が食べるものは、安心できるものを選びたいわ!」</li> </ul> |
| 5  | 2016年度41号<br>(平成28年12月12日<br>～同月17日)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ここが違う! グリーンコープのハム・ソーセージ」</li> <li>・「化学的な合成添加物は一切使っていません。」</li> <li>・「一般的な市販品はリン酸塩(Na)、調味料(アミノ酸)、酸化防止剤(ビタミンC)、発色剤(亜硫酸Na)などが添加されているものが多いのですが、グリーンコープのハム・ソーセージは化学的な合成添加物は一切使っていません。」</li> </ul>                                      |
| 6  | 2017年度1号<br>(平成29年3月13日～<br>同月18日)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「あじわいシリーズ」</li> <li>・「こだわりシリーズ」</li> <li>・「●一般的に使用されている発色剤や保存料、調整剤、リン酸塩などの化学的な合成添加物は一切使用していません。」</li> </ul>  |